

市道の認定について

次のとおり市道の路線を認定する。

2012年（平成24年）12月3日提出

藤沢市長

鈴木 恒夫

整理 番号	路線名	起	点	幅員 m	延長 m
		終	点		
1	鵜沼	鵜沼桜が岡三丁目6072番46地先		4.5	22.6
	887号線	鵜沼桜が岡三丁目6072番47地先			
2	鵜沼	本鵜沼一丁目2711番7地先		4.5	19.1
	888号線	本鵜沼一丁目2711番3地先			
3	鵜沼	本鵜沼二丁目3694番2地先		4.5	22.4
	889号線	本鵜沼二丁目3694番5地先			
4	辻堂	辻堂三丁目6373番55地先		4.0	29.8
	584号線	辻堂三丁目6373番11地先			
5	辻堂	辻堂三丁目6347番85地先		5.0	21.7
	585号線	辻堂三丁目6347番78地先			
6	辻堂	辻堂東海岸三丁目7239番925地先		4.5	31.5
	586号線	辻堂東海岸三丁目7239番929地先			
7	辻堂	辻堂東海岸四丁目6番37地先		4.5	20.4
	587号線	辻堂東海岸四丁目6番39地先			

8	村岡	弥勒寺二丁目560番8地先	4.2	30.6
	474号線	弥勒寺二丁目560番1地先		
9	藤沢	鵜沼神明二丁目992番8地先	5.0	84.5
	737号線	鵜沼神明二丁目984番5地先		
10	藤沢	白旗一丁目2082番3地先	5.0	34.9
	738号線	白旗一丁目2082番8地先		
11	六会	亀井野字不動上518番11地先	6.0	42.3
	861号線	亀井野字不動上518番7地先		
12	六会	円行字馬渡1106番6地先	5.0	27.9
	862号線	円行字馬渡1106番3地先		
13	六会	石川六丁目6番4地先	4.5	20.9
	863号線	石川六丁目6番36地先		
14	遠藤	遠藤字打越4309番7地先	28.0	86.5
	372号線	遠藤字打越4239番1地先		
15	遠藤	遠藤字打越5232番1地先	9.0	259.2
	373号線	遠藤字打越6701番4地先		
16	遠藤	遠藤字打越6704番3地先	6.0 ~ 8.0	332.1
	374号線	遠藤字打越5232番1地先		
17	遠藤	遠藤字打越6707番7地先	6.0	164.5
	375号線	遠藤字打越6706番1地先		
18	遠藤	遠藤字打越6705番4地先	6.0	25.9
	376号線	遠藤字打越6706番5地先		
19	遠藤	遠藤字打越6704番1地先	6.0	26.0
	377号線	遠藤字打越6705番2地先		

20	長後	長後字山王添2306番1地先	4.5	23.8
	896号線	長後字山王添2306番7地先		
21	長後	下土棚字大下1645番1地先	1.8	21.2
	897号線	下土棚字大下1651番地先		
22	御所見	葛原字大六天788番3地先	18.0	688.0
	1078号線	葛原字宮沼324番3地先		
23	御所見	葛原字女坂台263番9地先	4.5	74.3
	1079号線	葛原字女坂台260番2地先		
24	御所見	打戻字古里1796番2地先	4.5	27.1
	1080号線	打戻字古里1796番15地先		
25	御所見	用田字御手洗水785番30地先	4.5	122.8
	1081号線	用田字御手洗水786番6地先		

提案理由

鵜沼887号線ほか24路線を認定したいので、道路法第8条第2項の規定により提出する。

参 考

道路法 抜粋

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

- 2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

(路線の廃止又は変更)

第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

- 2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代るべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代え、路線を変更することができる。

- 3 前2項の規定により路線を廃止し、又は変更しようとする場合の手続は、路線の認定の手続に準じて行わなければならない。